3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウェイブダッシュ　河野　由紀　東京都千代田区霞が関３－２－６　国土交通大臣許可（特－24）第24595号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　勢力建設株式会社　三木　　勉　埼玉県越谷市川柳町５－15－１　国土交通大臣許可（般・特－25）第20235号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本包装機械株式会社　木島　芳夫　東京都品川区東品川３－24－16　国土交通大臣許可（般－26）第23196号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岩さ喜組　岩崎　英雄　東京都西東京市保谷町５－13－３　国土交通大臣許可（般－22）第21622号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住商鉄鋼販売株式会社　川崎　清隆　東京都中央区晴海１－８－12　国土交通大臣許可（特－24）第17711号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸石テクノ株式会社　藤園　　弘　愛知県名古屋市千種区上野３丁目９番11　国土交通大臣許可（般－22）第13828号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月９日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年４月11日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
1　処分をした年月日　平成28年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社弘光舎　小野　義明　岐阜県大垣市神田町１丁目１番地　国土交通大臣許可（特－24）第1654号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月25日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７０３４号
川崎市幸区戸手４丁目９番２－902グラン・エステ川崎ツインタワー壱番館
申立人　山下　孝治
本籍大分県日田市城町１丁目３番、最後の住所福岡市博多区上牟田１丁目８番10－705、死亡の場所滋賀県高島市、死亡年月日平成27年12月１日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和42年７月18日、職業不明
被相続人　亡　山下　武志
福岡市中央区舞鶴３丁目２番31号舞鶴栄光ビル３階　福岡中央司法書士事務所
相続財産管理人　森　浩一郎
福岡家庭裁判所

平成２８年（家）第７０６４号
福岡県筑紫野市塔原東４－１－24
申立人　靏田　満理
本籍福岡県筑紫野市塔原東４丁目１番、最後の住所大阪市旭区赤川１丁目７番16－301号、死亡の場所大阪市中央区、死亡年月日平成21年10月１日、出生の場所福岡県筑紫野市、出生年月日昭和53年９月16日、職業会社員
被相続人　亡　靏田　　雅
事務所　福岡市中央区舞鶴３丁目２番１号ＤＳ福岡ビル４階あかつき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石田　光史
福岡家庭裁判所